

令和3年8月13日

新型コロナウイルス感染症対策副本部長
経済再生担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 殿

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策本部長
埼玉県知事 大野 元裕
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部長
千葉県知事 熊谷 俊人
東京都新型コロナウイルス感染症対策本部長
東京都知事 小池 百合子
新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長
神奈川県知事 黒岩 祐治

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
緊急事態措置の強化に関する要請について

首都圏の1都3県に緊急事態宣言が発出されて11日が経過した。

この間、1都3県では、政府の基本的対処方針に基づき、都民・県民への外出自粛要請やテレワークの推進、飲食店に対する休業や時短要請などの緊急事態措置を実施してきた。

また、人流につながる大規模集客施設に対しては、20時までの時短要請の他、混雑回避のための入場整理などの基本的感染防止対策の徹底を繰り返し要請するなど、現在の対処方針の下で出来る限りの措置を講じている。

しかし、現在においても、新規感染者の激増は継続し、夏場における救急医療需要の高まりと相まって、救急医療も含めた医療体制のひっ迫は極めて深刻になっている。

また、大規模商業施設や運動施設、教育施設など、幅広い業種でクラスターの発生が続いている他、感染拡大は、首都圏のみならず全国に及んでいる。

現在の極めて厳しい状況を打開し、感染力が強いデルタ株の脅威から、都民・県民の命を守るためには、昨年春の緊急事態宣言時のような危機意識を都民・県民が共有し、実効性のある対策を講じる必要がある。他方、現在の基本的対処方針に基づく措置には限界があるため、対処方針の変更を検討する必要がある。

については、政府においては、次の事項について、速やかに対応するよう要請する。

- 1 昨日の政府分科会提言にある、例えば、百貨店の地下の食料品売り場やショッピングモールなどへの人出を強力に抑制することなど、最新の知見に基づき、人流抑制につながる有効な措置を実施できるようにすること。その際には、国の責任及び統一的な方針の下で実効的な措置となるよう、基本的対処方針の変更を検討すること。
- 2 上記に基づき、新たに実施する人流抑制のための措置については、都道府県の過度な財政負担が生じないよう、国において全面的に財政措置を講じること。
- 3 都道府県間をまたぐ長距離移動を減らすため、航空機や鉄道などの公共交通機関の利用抑制について、必要な移動、物流にも配慮しつつ、国の責任において、実効性のある人流抑制策を講じること。